

尾道市立瀬戸田小学校「いじめ防止委員会」設置要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日公布)に基づき、いじめ防止委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 いじめの防止等について、校長が別に定めた「尾道市立瀬戸田小学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

(組織)

第3条 いじめ防止委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により、必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

(1) いじめ防止委員会年間計画の作成

(2) いじめの未然防止の体制整備及び取組

①いじめの未然防止のための組織づくり

②道徳教育等の充実

③早期発見のための措置

・児童対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

④相談体制の確立

・教育相談の実施(学期に1回)

・スクールカウンセラー等に依頼しての面談

⑤インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施

(3) いじめの状況把握及び分析

(4) いじめを受けた児童に対する相談及び支援

(5) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

(6) いじめを行った児童に対する指導

(7) いじめを行った児童の保護者に対する助言

(8) 専門的な知識を有する者等との連携

(9) その他、いじめの防止に係ること

(会議・運営)

第5条 いじめ防止委員会は、毎月1回第2火曜日に開催する。ただし、校長が必要と認めるときは、臨時にいじめ防止委員会を開催することができる。

第6条 この「いじめ防止委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。